

【品川区】就労証明書(表面)

品川区長 宛

証明日	西暦	年	月	日
事業所名				
代表者名				
所在地				
電話番号		—		—
担当者名				
記載者連絡先		—		—

下記の内容について、事実であることを証明いたします。

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス ☐ 宿泊業・飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 複合サービス事業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ	
	本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
5	雇用の形態	☐ 正社員 ☐ パート・アルバイト ☐ 派遣社員 ☐ 契約社員 ☐ 会計年度任用職員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ 自営業主 ☐ 自営業専従者 ☐ 家族従業者 ☐ 内職 ☐ 業務委託 ☐ その他()
6	就労時間 (固定就労の場合) ※変更を予定している場合は、備考欄に記載 ※会計時間は、休憩時間を 含む	月 火 水 木 金 土 日 祝日 合計 時間 月間 時間 分 (うち休憩時間 分) 一ヶ月当たりの就労日数 月間 日 一週当たりの就労日数 週間 日 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土曜 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 就労実績 (変則就労の場合) ※変更を予定している場合は、備考欄に記載 ※会計時間は、休憩時間を 含む 合計時間 月間 週間 時間 分 (うち休憩時間 分) 就労日数 月間 週間 日 主な就労時間帯 シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む ※見込実績は記載不要	年月 年 月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 日/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※記載できない期間は備考欄に記載	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
9	育児休業の取得 ※記載できない期間は備考欄に記載	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 ☐ 病休 ☐ その他() 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む ※短日数勤務は備考欄に記載	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~ 年 月 日 主な就労時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
13	保育士等としての勤務実 際の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無
14	(雇用契約の)満了後の 更新予定	☐ 有(予定) ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日 ※赴任先を備考欄に記載してください

(注意)裏面についても必ず確認・提出してください

以下の項目は、入園・転園申請する際に特に重要となります。
該当する項目がある場合は、記載内容および記載漏れにご注意ください。

【令和8年度の入園・転園を希望される方】
証明日が 令和7年9月1日(月)以降であることが必要です。

【令和9年度の入園・転園を希望される方】
証明日が 令和8年9月1日(火)以降であることが必要です。

雇用(予定)期間の開始年月日が必ず記載されているかご確認ください。
開始年月日の記載がない場合、書類不備となり再提出が必要です。

記載されている就労状況をもとに【基本指数】を決定しています。
就労日数・時間数が分かるように記載されているかご確認ください。

直近(現在休業中の場合は、休業を開始する月の前月から)3ヶ月分の就労実績が記載
されているかご確認ください。
就労を開始したばかりで就労実績がまだ記載できない場合は記載不要です。
また、見込み実績についても記載不要です。

【現在育児休業中で、申請児童を認可外保育施設等に預けている方】
(調整指数番号8)が適用される可能性があります。適用条件は以下の2点です。
①入園希望月の前月までに預けており(預ける予定を含む)、預かり時間が月48時間以上である
→受託証明書(区指定様式)をご準備ください
②就労要件にて申請する場合は、入園希望月の前月までに就労している(就労する予定を含む)。
→復職(予定)年月日で確認ができない場合は適用対象外となります

【育児短時間勤務制度を取得中(取得予定)の方】
取得期間や就労時間帯が記載されているかご確認ください。
短日数勤務等を取得する方は、裏面の備考欄にも記載されているかご確認ください。

【「有」、「有(予定)」に該当する方】
入転園確認表において保育士等として保育園等で勤務する旨の申告があり、「保育士等優先入園に
関する誓約書」の提出がある場合、(調整指数番号13)が適用される可能性があります。

【単身赴任中(単身赴任予定)の方】
会社員の方で入転園確認表において単身赴任をする旨の申告がある場合、(調整指数番号10)が
適用される可能性があります。就労証明書のNo.17,18で単身赴任期間および単身赴任先が記載されて
いるかご確認ください。片方の記載が漏れていた場合は適用対象外となります。
自営業・経営者・会社役員等で該当する方は、事前にお問い合わせください。

【品川区】就労証明書(裏面)

(注意)裏面についても必ず確認・提出してください

No.	項目	記載欄
18	備考欄	○育児のための時短勤務制度(就労日数の短縮)の利用をはじめとした勤務体制の変更
		勤務体制の変更(予定) ☐ 有 体制変更要因 ☐ 育児短時間制度利用 ☐ 育児以外の休業からの復職による変更 ☐ 雇用形態の変更 ☐ その他()
		変更体制の変更(予定)期間 年 月 日 ~ 年 月 日
		変更後の就労日 ☐ 月 ☐ 火 ☐ 水 ☐ 木 ☐ 金 ☐ 土 ☐ 日 ☐ 祝 ☐ 不定期
		変更後の就労日数 月間 日
		変更後の就労時間 週間 時間 分 ※休憩時間を含む
		変更後の就労時間帯 平日 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 土 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分) 日祝 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
		○No.8・No.9以外の産前・産後休業、育児休業
		No.8・No.9に記載の期間を除き、①・②のどちらかに該当する場合、以下に記載してください。 ①複数児童の産前・産後休業および育児休業を連続で取得している場合 ②No.8に記載した、産前・産後休業前の直近の就労実績が上の児童の育児休業と重なり3ヶ月に満たない場合
		【産前・産後休業】
		1回目 年 月 日 ~ 年 月 日
		2回目 年 月 日 ~ 年 月 日
		【育児休業】
		1回目 年 月 日 ~ 年 月 日
		2回目 年 月 日 ~ 年 月 日
		○単身赴任先 (都道府県) (市区町村)
		○特記事項

※事業者証明欄はここまで

<記載上の注意事項>

・令和9年4月～令和10年2月の入園(転園)の申請をする方は、証明日が令和8年8月31日以前の場合無効となります。

・令和8年9月1日以降の日付で証明してください。

・自営業・会社役員・経営者の方は、就労を証明する書類について以下のいずれかを提出してください。

開業届、前年分の確定申告書、源泉徴収票、オフィスの契約書、登記事項証明書

会社のHP・SNSの画面(就労証明書で記載する「本人氏名」欄と同一人物の氏名・住所等の情報が掲載されているものに限る)

給与明細、入金を受領した領収書、貸金台帳、入金の確認可能な通帳、銀行融資に関する書類(ネット、アプリの入金履歴画面でも可)

【保護者記載項目】上記内容について、記載漏れ、誤りがないかを確認し、下記記載のうえご提出ください。

19	保護者記載欄	児童名	生年月日		
			年	月	日
		児童名	生年月日		
			年	月	日
		児童名	生年月日		
			年	月	日

【育児短時間勤務制度を取得中(取得予定)の方】※会社員に限る

育児短時間勤務制度を利用される場合は、以下のような特例制度があります。

① 1日8時間以上の勤務

→短縮後の拘束時間が5時間45分以上であれば本来の就労時間で【基本指数】を認定します。

② 1日8時間未満の就労

→2時間以内の短縮であれば本来の就労時間で【基本指数】を認定します。

以下の場合には特例制度の対象外となります。

上記①、②の短縮を超えた短時間勤務(短日数勤務を含む)

→入転園確認表にて申告が必要です。
また、短縮後の日数・時間数で【基本指数】を認定します。

【育児短時間勤務制度以外の理由で、入園月から日数・時間数を変更する方】

入転園確認表にて申告が必要です。

申告がない場合、No.6の就労時間に記載された内容で【基本指数】を認定します。

【単身赴任中(単身赴任予定)の方】

会社員の方で入転園確認表において単身赴任をする旨の申告がある場合、(調整指数番号10)が適用される可能性があります。就労証明書のNo.17,18で単身赴任期間および単身赴任先が記載されているかご確認ください。片方の記載が漏れていた場合は適用対象外となります。

自営業・経営者・会社役員等で該当する方は、事前にお問い合わせください。